

平成20年第1回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成20年2月7日（木）

開会 午前10時48分

閉会 午後 0時02分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	山口孝夫君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹
書記	菊地唯一

○議事日程

日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程 第 2 会期の決定について（議長提出）

日程 第 3 議案第1号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について
（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前 10時48分開会]

○議長（小森幸雄君） ただいまから臨時会を開会するわけではありますが、1月30日の交通事故関係の報告等がございまして全員協議会を開催しておりましたので、午前10時の会議の時間がおくれたことをまずご報告を申し上げたいと思います。

ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成20年第1回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成20年第1回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、ご多用のところ、また厳寒の中をご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会は、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について上程をさせていただきます。慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今、国会では揮発油税などの暫定税率をめぐる攻防が与野党間で繰り広げられております。過日は、つなぎ法案の取り扱いにつきまして、衆参両院議長のあっせんを受け入れた形で税率維持を盛り込んだ改正案などについて、年度内に一定の結論を得るということで与野党の合意に達したようであります。しかしながら、今後の展開は全く不透明な状況と思われ、紆余曲折な展開が予想されると思います。

本市にとりましても、財政上、財源につき多大な影響を余儀なくされる問題でもありますので、ぜひとも国会にあっては円満円滑な対応を切に期待するものであります。重ねて本日ご参集を賜りましたことを感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗

読させます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成20年第1回那須烏山市議会臨時会

開 議 平成20年2月7日(木) 午前10時

日程 第1 会議録署名議員の指名について(議長提出)

日程 第2 会期の決定について(議長提出)

日程 第3 議案第1号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について
(市長提出)

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(小森幸雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

4番 高德正治君

5番 五味渕 博君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(小森幸雄君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について

○議長(小森幸雄君) 日程第3 議案第1号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一

部改正についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略をいたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のとおり、平成17年10月1日、南那須町と烏山町が合併をし、新生那須烏山市が誕生いたしました。合併後2年6月が経過をし、この間、那須烏山市総合計画・前期基本計画、那須烏山市行財政集中改革プラン等が制定されまして、那須烏山市が進めるべき行財政改革の方向性が示されました。

今後の本市財政予測の中では、市税収入等の伸び悩み、地方交付税の削減等一段と厳しい財政状況が続くものと見込まれております。このようなことから、本庁舎方式の導入を視野にも入れながら、また、到来する団塊の世代の退職時期を控え、特に、部制廃止を前提に組織機構を改めて見直し、本市にあったスリムな組織機構の再構築の中で、職員の減少、人件費の抑制に対応し、市民サービスを損なうことなく、市民から理解の得られる組織づくりに取り組みますことは、今後の那須烏山市の安定した健全な財政基盤の礎であり、必要不可欠なものと考えております。

今般、ご提案をいたしました那須烏山市の新行政組織は、那須烏山市の抱える諸問題、課題を整理し、那須烏山市総合計画・前期基本計画、那須烏山市行財政集中改革プラン等に則した組織の再編に努めたところであります。

平成20年4月1日からスタートいたします新しい那須烏山市の行政組織は、現行の5部17課1局から部を廃止し、また課を再編し、14課1局体制への組織機構再編を内容とするものでありまして、今般、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして、那須烏山市行財政組織及び事務分掌条例の一部改正について補足説明を申し上げます。部制廃止に伴いまして16の関係条例について、今回所要の改正を行うものでございます。

では1ページをお開きいただきたいと思います。第2条の改正につきましては、地方自治法第158条の規定に基づき、長は長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるとされております。また、長の直近下位の内部組織の設置、その分掌する事務については条例で定めることと規定をされていることから、今回、内部組織として11課を設置をいたすものでございます。

なお、教育委員会に属する2課、学校教育課及び生涯学習課につきましては、那須烏山市教育委員会事務局組織及び処務規則で定めることとし、議会事務局につきましては那須烏山市議会事務局設置条例で定められております。

また、会計課の設置関係等につきましては、地方自治法第158条第1項の規定に基づく市長の権限に属する内部組織には属しないとされていることから、那須烏山市行財政組織及び事務分掌条例施行規則で会計課の設置をすることといたしております。

第3条の事務分掌につきましては、基本的には従前の課の事務分掌を定めたものでございます。総合政策課につきましては、従前の企画財政課の事務分掌に市長の施策をすばやく反映できるよう、市のあらゆる計画を一元管理することとし、従来総務課が担当していた秘書業務を加え筆頭課といたしたものでございます。

税務課、市民課、農政課、商工観光課及び環境課につきましては、従前の事務分掌を基本として定めたものでございます。

健康福祉課につきましては、子供に関することを除き、横断的事務の多い福祉課と健康課を統合し、従前の事務分掌を引き継ぐことといたしました。こども課につきましては、新たに教育委員会事務局で管理をいたしておりますこども館事務を加え、子供に関する事務を総合的に担当することとし、あらゆる子供支援関連事務を行うことといたしたものでございます。

なお、課の名称等につきましてはそれぞれとらえ方等が違うというふうに思っておりますが、今般のこども課の名称につきましては、県下市町の使用状況、市民に親しみやすく、またわかりやすいこと、本市が今後の重点施策を進める中で市民にアピールできる名称等々を内部で慎重に検討した結果、これらの課名を使用することでご提案いたしましたものでございます。

また、都市建設課につきましては、従前の管理課と建設課を統合し、従来事務分掌を都市建設課に引き継ぐことといたしました。今後の建設計画、特に道路等の整備計画におきましては、都市計画の観点から整備することが最も大切であり基本であることから、都市計画課といたしたものでございます。どうかご理解を賜りたいと存じます。

同じく上下水道課につきましては、従前の下水道課と水道課を統合し、上下水道課といたしたものでございます。

次に4ページ、第4条関係でございますが、改正前条例につきましては第2条第2項で社会

福祉法第14条第6項に規定する福祉事務所を設置いたしておりました。今般の条例改正を契機に別紙第4条により新たに福祉事務所の位置づけを行うもので、従前のおり南那須保健福祉センターに福祉事務所を設置することとしたものでございます。

次に、附則関係についてご説明を申し上げます。施行期日関係等につきましては、平成20年4月1日とし、今般の那須烏山市行財政組織及び事務分掌条例の一部改正に伴い、関係15条例について審議会、審査会、評議会及び会議等設置関係の諸条例について所要の一部改正を行うものであります。

附則第2項那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例から附則第8項那須烏山市交通安全対策会議設置及び運営条例までの改正につきましては、各審査会、審議会等の庶務を部の廃止に伴い、総務部総務課から総務課に、また総務部長から総務課長の改正を行ったものでございます。

第9項那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例及び第10項那須烏山市土地利用対策審議会設置及び運営条例の改正につきましては、総務部企画財政課から総合政策課に、第11項那須烏山市住居表示審議会設置及び運営条例の改正につきましては、市民福祉部市民課から市民課に、第12項那須烏山市児童運営委員会設置及び運営条例の改正につきましては、市民福祉部福祉課からこども課に、第13項那須烏山市都市計画審議会設置及び運営条例の改正につきましては、建設部管理課から都市建設課に、第14項那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の改正につきましては、建設部から上下水道課に、第15項那須烏山市国民保護審議会設置及び運営条例の改正につきましては、総務部総務課から総務課に、第16項那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の改正につきましては、経済環境部環境課から環境課にそれぞれの審議会、委員会等の庶務を所管する課に改正いたしたものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2町合併の際、機構改革の名のもとに、部制を制定いたしました。が、わずか2年半でその部制を廃し、課も統合しようという今回の条例案であります。私の主な質問につきましては、けさほどの会議の中で市長に申し上げましたので、ここでは3点ほど新たにご質問申し上げたいと思います。

まず1点であります。合併の際の機構改革では、旧両町の課長の数に合わせて部長の席と新たな課長の席をつくりまして、5部17課1局制とした、私から見たらいわば数合わせの機構改革かなとも思われていたわけでありまして、

そこで今回の改革案では14課1局制となりますが、現在の部長及び課長職にある職員がすべて新たな課長職にとどまることができるのでしょうか。さらに、この4月に人事異動があるわけでありますが、その際、課長に昇格する見込みの職員がいるのでしょうか。これが1点です。

2点目ですが、今回こども課を新設するわけでありますが、事務室をいずれの庁舎に置く考えなのかをお伺いしたいと思います。

3点目です。市民課の中の職務分掌を見ますと、国民健康保険医療係がありまして、そこでは3つの診療所の管理も含むわけでありまして、やはり国民健康保険とか診療所の担当というのは健康福祉課に移すべきではないかと考えますが、この辺どのようなお考えかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段の部分につきまして私のほうからお答えをいたします。

まず、お尋ねの1点目は、現在の課長職にある職員が課長職にとどまることができるのかというご質問でございますが、これは当然でございますがとどまることといたしたいと思います。またさらに、新たな課長の昇格はということでございますが、こういった組織改編を機に、さらに職員の意欲向上ということもございますので、そのような昇格も今前向きに検討しているとお答えを申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） こども課の事務を行う場所というご質問だろうと思っておりますけれども、これにつきましては保健福祉センター内に置くということで現在考えております。

そのほかに市民課関係で、診療所関係等のことから一括して健康福祉課のほうにというご提案があったわけですが、現在、烏山の診療所関係等については国民健康保険の中の診療施設勘定ということで行っておりますので、国民健康保険とも非常に関連があるということから、診療所関係等については一括市民課のほうにさせていただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点質問したうち2点については了解いたしました。この最後の市民課の中の国民健康保険医療係なんですが、やはりこれは健康福祉課に移すべきではないか。健康管理については健康福祉課が主ですから、国民健康保険事務についてもこちらで扱うべきではないかと思ひまして、私は質問したわけでございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 健康的なものはすべて集約をかけてというご提案だろうという

ふうに思いますけれども、現在、健康課、福祉課関係等については巨大な課になってしまうということもございまして、従前のおりの市民課ということで今回提案をいたしております。その点については、係等の見直しもすべて含めながら将来に向けて検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 一応了解をいたしました。いずれにしても、今回の機構改革により職員が働きやすい職場に改革されまして、住民サービスがより高まるということなら、私は今回の条例等には反対するものではありません。

そこで、新しい機構のもとで大谷市長の役割は何と言ってもリーダーシップの発揮ではないかと思えます。そして何よりもまず未来の那須烏山市の姿を示すことが最も肝要かと思っておりますので、それらを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 部制の廃止について、先般の合併協議会で部制の利点を6点ほど述べられていますが、それについては今どのような見解なのか。それを聞きたいと思えます。

それと、職員の意識の向上ということを先ほどおっしゃっていましたが、部制を廃止することによって意欲の向上が果たして図れるのかどうか。その辺もお聞きしたいと思えます。

それから、行革だということではあるんですが、経費の削減ということ言えば、時間外手当とか部長とか課長とかの手当を現在の9%から7%に下げればいいのかそういうことでもできるのでありますし、さらに部長と課長と兼務させれば、私は部制を残してもいいのではないかと思えます。

それから、けさほど参考に出ました残りの13市、すべてが部制をとっております。県内のほかの高根沢町、壬生町にいたっては町であります。人口も壬生については多いですが、高根沢は同じ、ちょっと多いですか、3万1,000人ちょっとぐらいですか、そうしますとそこでも部制をしいているわけですね。これで対外的にどうなのかということ。

それともう一つ、将来を見ずえてこうするんだということをおっしゃっていましたが、将来を見ずえるのであれば、いろいろなことを考えれば、もっともっと深く検討すれば私は何も部制はやめる必要はないのではないかと思うんですね。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず最初の部制の利点ということでございましたが、合併当初はやはり両町ともに課制をしいておりまして、課長の数が大変多うございました。したがって、

課長を束ねるといいますか、そういった管理上の問題で部制をしいてきたわけでございまして、部制についてはそのような利点があったと思っております。

ここへ来まして行財政集中改革プランに基づきまして、やはり組織の改編も部制の廃止も、新市になってからの行財政集中改革プランの中で明確に明示をさせていただいておりますので、その1年前倒しの組織再編ということにはなりますが、そのような行革プランに基づく対応をさせていただいたというようなことをございまして、その際に生じる職員の意欲向上ということをございしますが、課制にいたしましても、そういった意欲向上をそがないようなスリムで簡素な組織のもとで職員のモチベーションを高めていく。こういうことをございしますので、そのような部制が廃止になりましても、職員の意欲をそぐことはないと考えております。

その他につきましては、総務部長のほうからお答えいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 行革関係で松本議員のほうから具体的な提言がございました。まず第1点としては、部長が兼務をすればいいのではないかとのご提案があったかと思えます。そのほかに手当を下げればというようなご意見もございました。現実的に現在、部長関係等については私と建設部長等については1つの課を兼務をいたしております。しかし、業務内容等から見ると、すべての課長が1つの課を兼務するということになりますと、私の例から申し上げますと非常に多忙になってまいります。予算査定とか企画関係などがダブると全く総務課の仕事ができないということもございまして、私はそういうものについては避けるべきのかなというふうに考えております。

手当関係等の考え方については、現在管理職ということになりますので、管理職手当を部長、課長等に支給をいたしてございます。現在の支給の率等を申し上げますと、部長関係等については9%でございます。そのほかに課長職等については6%ということで3%の差しかございません。そうしますと、そこだけで行財政改革というのは非常に難しいのかなというふうにも思っております。

全員協議会の中でもお話し申し上げましたように、行政改革の一環から、集中改革プランの中から今回組織再編等を行っていくというご説明をしてございまして、特に行財政改革の観点から考えますと、5つの部長職がなくなるということになれば、財政的な観点からすると相当多くの金額が削減されるということから、今回組織改編等についてもご提案をさせていただいたものでございます。どうかこの点についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 対外的に13市が部制をしいているということと、町においても2

町が部制をしいている。そのことに対してはいかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回このことが可決いただけるならば、確かに14市の中で本市だけが課制ということになりまして、13市は部制をしいているといった格差ではないかということでございますが、あくまでも本市の抱える自立を目指す財政基盤の確立が何と言っても直近の課題でございますので、まずそちらを優先課題といたしまして、さりとて住民のサービスは維持向上ということでございますので、簡素でスリムな組織再編をさせていただいて、その財政基盤の確立をまず優先すべく、このような対応をさせていただきたいと思っておりますので、この対外的なことについては、そういった理念のもとで組織再編を行うものでございますので、部制がなくても何ら見劣りするものではないと思っております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 行革が進められるというお答えだったんですが、部制の中で部長というのは先ほど申しましたように、職員の意欲向上を図る意味では名誉職みたいな感じがするわけですよね。そういう意味では6%でもいいのではないかと。確かに忙しい、多忙であるということをおっしゃいましたが、ほんとうにそんなに多忙なのかなということもありますし、その辺で行革と多忙ともっと検討すべき点があるのではないかと。例えば手当もそうですし、時間外手当も例えば6%に見合う、それ以下まで下げるとか、90時間まで下げるとか、80時間まで下げるとか、そういうことを図っていけば、職員のトータルの手当が上がるということは避けられると思うんですね。ですから、そういうところも考えていただきたいと思っております。

先日、大雪が降りましたですね。そういうときに縦割り行政ですと、日陰で雪が残っているところとか、坂道だとかそういうところに融雪剤をまくなど、すぐ対応できないというのがあるとですね。そういうところも本当を言うと考えていただきたい。例えば縦割りの中ではなくて、特別緊急班みたいな出動係みたいなこともできたら考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 行政改革の中で、やはり人件費ばかりではないんだろうと思っております。那須烏山市の財政が非常に厳しいということもございまして、現在、当初予算関係等につきましては、きのうあたりで最終的にまとまった段階でございます。その中でも当然補助金の削減とかそういうものを行っているわけでございます。これらの相対的なむだなもの等については削減していきたい。そういう努力をしていきたい。その分を市民サービスに回せるような努力は当然しなければいけないというふうに思っております。

雪等の例で、横の連携をとってということでお話ございました。これについては昨日も通

学路の関係がございまして、建設関係等の担当部署並びに通学路ということもございまして、教育委員会の担当部署並びに総務課でも交通担当ということもございまして、総務課の担当者ということで連携をとりながら、きのうも凍結した場所等については対応してまいったということもございまして、なるべく横断的に協力できる体制づくりというものは行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 4月から5部17課1局51係を14課1局45係に機構改革するというところで、行革集中プランを進めるというようなご提案でございまして、これは行革を進めるという観点から見れば望ましいというふうには思っているんですけども、しかし市民の立場から言って、今までよりも役場に親しみが持て、また、たらい回しにされないで自分たちの要求が通るような機構になるかどうか。これは非常に大事なことはないかなというふうに思うんです。

そういう中で、1つ目には部制は廃止して課制にするということもございまして、私ども議会の関係から言えば、4月以後の議会には関係課長は全員おそろいで答弁席にお座りになるかどうか。それをまずお聞きしたい。

2つ目には、分庁方式はそう言いながらも引き続き続くわけでもございまして、この分庁方式の中で、より機構改革に合うような市民に親切な対応をしていただきたい。南那須の窓口でも烏山の窓口でも、知りません、わかりません、どこへ行ってください、ここへ行ってくださいというのではなくて、ある程度きちんとつなぐということで、今連絡をとりましたから、この課のここへ行ってこういう方と話をしてくださいというような親切な対応をお願いしたいと思うんですけども、その縦割りの弊害が起きないようにお願いしたいなど。今度の機構改革で自分のところの所管のものがほかの課に行って、あれは大変だったな、おれたちはなくなってよかったなというような縦割りの弊害が起きないようにしていただきたいというふうに思うんですけども。

1つには総合政策課というのが今度できるんですね。これは市長の秘書業務も加えまして、市長の施策をすばやく反映できる市のあらゆる事務事業計画などを一元管理する。今まで役場の管理をするということになると総務課というイメージが強かったんですけど、これが今度は総合政策課が管理するというふうになるんですけども、その辺は今までとどこが変わって、どこが変わらないのかちょっとわからないのですが、総合政策課はどんな役割を果たすのかお聞きしたいと思います。

それぞれの課はそれぞれの課の事務事業を抱えていまして、それを進めるわけですが、この

間、全員協議会でお聞きしましたところ、これはことし4月から向こう10年間の総合計画を達成していくという庁内の布陣をしいたんですかという質問をしましたところ、そのように考えているということでございます。そうしますと、総合計画全般はなかなか難しくても、重点事業あるいは集中事業、そういうものを達成していくという1つの方向がありますよね。しかし、それぞれの課にはそれぞれの課の計画的に進める事業がある。その辺を優先順位というか、重点、集中順位というか、そういうものはどんなふうこれから位置づけをしていくのか。その辺の考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

最後に、先ほどの同僚議員の質問とダブってしまうかもしれませんが、こども課は今のところどこに設置をする考えでいるのか。まだ固まっていなければ結構なんですけれども、このこども課につきましても教育委員会の所管ということで、こども館が発足したわけでありましてけれども、今度はこども課1局ということで進めるということでございますが、これについても教育委員会の所管と重なったりするものもあるかなというふうには思うんですけれども、やはり総合的な窓口ということになりますので、きちんとその責任分野も明確にしながら進めていただきたいなというふうに思うので、その辺の考え方もご説明いただきたいと思います。

最後に、総合計画の政策を実現していくためには、それぞれの課がばらばらで考えていたのではだめなんですよね。その目的を達成するためには、場合によっては先ほどの雪の対策ではありませんけれども、担当課だけでなく総合的な力を結集して進めていくということが必要になるかなと。

例えば下水道の問題ですよね。今度下水道課と水道課が上下水道課になるわけなんですけれども、旧烏山町内の下水道を今進めていますけれども、進捗率が27%ということでございまして、やはりこれはかねがね私が申し上げておりますように、担当課職員任せということではなかなか進まないのかな。やはり全庁挙げてそういうものを突破するような推進体制をとっていただきたいとかねがね言っているんですけれども、そのような総合計画を達成していくためには総合力も求められるかなというふうに思いますので、その辺もあわせてご答弁をいただければと思うんですが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず議会の対応につきましては課長以上が対応してまいりたいと思いますので、したがって、議案書に載っている課長につきましては、全課長議会対応ということで議会に出席をさせていただきたいと思います。

今回の部制から課制への組織再編でございますが、やはり課制にすることによりまして、市民へのサービス向上を目指しているわけでありまして。ワンストップサービス、そして事務の迅速化といったことが、課制による期待度が含まれておりますので、そのようなことに努め、さ

らにあわせて、こういった組織改編を機に住民への接遇向上といったことにも努めなければならないのは当然でございますので、さらにそのようなことを努力を傾けていきたいと考えています。

そのほかのことにつきましては、総務部長ほかにお答えをさせたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 総合政策課関係の位置づけでございます。この総合政策課等については先ほどもご説明を申し上げておりますけれども、秘書関係等も総合政策課に入れてまいります。議会関係等についても今まで総務課で行っていたものを総合政策課のほうに移行しますという現在の考え方で進めさせていただいております。

これからの事務事業の進行、管理関係等については、すべて総合政策課で行うということになるわけですが、やはり先ほど平塚議員のほうからお話がありましたように、事業の優先順位とかそういうものの施策の展開の上においては、そういう順位づけというのが非常に大切な時期になってくるのかなというふうに思っております。

これら等については、従前ですと進行計画の実施計画等につきましては2年計画ということで、2年表示をしていたわけですが、今回の考え方等については実施計画は5年であるという基本的な考え方がありますので、それらについては5年計画でこれからの実施計画は位置づけをしていきたいというふうに思っております。そういうことをすることによって、逆に優先順位の格付けがなされるのかなと思っております。その辺の調整等につきましては、企画のほうと担当課のほうの意見の調整ということは当然必要だろうというふうに思っております。企画のほうであまり命令系統的なもので命令ということになりますと、担当課のほうではやる意思がなくなるということも当然あるわけございまして、それらについては今後人間関係も含めながら、誠意努力をしてまいりたいというふうに思っております。

こども課関係の設置場所等については、保健福祉センターのほうに設置をしてみたいというふうに考えております。

こども館関係等については、最近のいろいろな情勢ですと市長部局等に持ってくることも可能だということも、現在法律改正によってなっております。法律改正等については教育長が詳しいということもありますので、教育長のほうからお答えをお願いしたいと思っております。今回の下水道等も含めて、これからの横の連携、住民サービスを基本に、組織の改編に伴って住民サービスに影響を来さないよう、職員一丸となって努力をしてみたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 総務部長から詳しいということですが、お恥ずかしい限りでございますがお答えを申し上げたいと思います。

ご案内のように、地教行法の改正に伴いまして、国の姿勢が生涯学習、そしてスポーツ振興部分については市長部局が選択し、部、課の設置を市長の意思で選択できるという方向に現在来ております。ただし、生涯学習部門では文化に関するものを除く。そして、スポーツ振興には学校体育の部分は除くということになってございます。

したがって、子供に関する部分はこれからこども課と教育委員会が横断的に連携をし、いわゆるのり代の部分を大きく重ね合わせて市民の負託に応えるとともに、市の子供たち、さらに夢実現のためには連携が不可欠でございますので、さらなる連携を深めながら市長の意思を反映するように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市長のほうから総合計画の重点目標をやり上げるんだという、私の質問については答えがなかったのが残念なんですけど、全部をやるということではなくて、この中の大きな柱は責任を持って、みずからつくった計画ですから、議会もここで承認した計画ですから、やはり責任を持ってやり上げるんだという布陣だということだけは、太く押さえていただきたい。

もちろんそれを達成するためには、職員だけでは到底達成できない問題もありますので、当然市民の皆さんの理解と協力、参加、こういうものが必要になるのかなというふうに思うんですけども、雪かきひとつとってそうですね。だから、そういうようなふるさと農道、そのような少ない予算で効果を上げる事業も展開するためには、市民の皆さんの理解と協力、参加、こういうようなまちづくりが必要かなというふうに思うので、その辺の進め方ですね、この機構改革とあわせて市民の理解、参加、協力を得ていく体制もっていただきたいというふうに思うんですが、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

あわせてさっき聞くのを忘れたんですけども、部制が廃止になりますと、部長さんはどんな処遇になるんですか。課長として残るのか、あるいは副市長が3人も4人もなっちゃうのか、そこら辺はわかりませんが、部長制廃止に伴う部長はどのようになるのか。体制についてご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず、議員ご指摘の重点施策といったものを実現化に向けた総合政策課であるということは、私ども認識をいたしておりますので、そのような政策課を軸といた

しまして重点施策実現化のために努力を傾けていくというようなことであります。

またさらに、縦割り行政を極力なくしていくための組織再編でもございます。そのようなこともあわせて住民と協働する形の組織を目指していきたいと考えておりますので、このことをご理解を賜りたいと思います。

部長制廃止に伴いまして部長が2人存在するわけでございますが、このことにつきましては参事制を残しておきたいと思っておりますので、課制ではございますが参事職というような形で、この処遇等については何ら部長と変わりがないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私はこの機構改革に関しまして質問を2、3点したいと思っておりますが、まず第一にこの機構改革の中の目玉であった先ほども出ました総合政策課の運営、特に各課から出てくるものの調整だというふうに、今説明の中で認識をいたしました。この課がうまく作用するかしないかによって、この組織の大きな柱が築かれるかあるいは朽ちるか。ここに新しい組織の重要なポイントがあるのではないかと。したがって、この課に関して調整だけでいいのか。調整がつかなかったらどうするんだ。これがこの課の生命線であります。まず第1点、一番重要なものをお伺いいたします。

第2点目は、組織の改革というのは大きな問題なのであります。これは住民のサービスにも関係するわけでありまして。新たに合併してスタートしたこの組織が2年足らずでまた組織変えをする。これからまた組織を変えていくのか。こういう問題があるわけでありまして。ですから、この組織というものに関してどういうふうに認識をしているのか。これが第2点であります。

そして第3点は、この組織の中に先ほど含まれませんでした。前の全員協議会で監査委員問題に関して取り上げがありました。この問題に関して私は選挙管理委員会、固定資産審査の判定の事務局、そして監査委員、この3つの部局を1つとして市長部局から独立させるべきだという意見を申し上げました。この問題に関してはどういうふうな考えをお持ちか。

それと、私はこの組織に関しては全く違う意見を持っているわけでありまして、この住民サービスを行う市民部市民課、健康福祉課、税務課、サービスを担当する部門、それともう一つは建設課あるいは商工観光課、農政課、こういうふうにハード部分を担う部分。これは分けるべきではないのか。1つの組織の中でごっちゃにあるのではなくて、精査をして市民にサービスをする部門、それともう一つはハード部門、道路であるとか産業であるとか、商工観光であるとか、このまちづくりの拠点となる中核となる課が1つにまとまって、この事業を進めていくあるいはサービスを提供していくというふうにすっきりした組織にすべきだ。こういうふうな考えがあるわけでありまして、この4点に関してお答えをいただきたい。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　まず第1点の総合政策課の役割でございますが、この職務分掌の中でも書いてありますが、この調整のみならず、やはり総合企画、そういったことが大きな役割でありますので、もちろん事業課については事業課が進める調整役ということに徹しなければなりません。やはりそういったものを含めた総合企画立案あるいは調整、そういったところの核となる部門が総合計画であるというようなことをご理解をいただきたいと思っております。

組織改編につきましては、今回合併直後ということもございまして、2年6月というような短期間で課制にということをごございました。これも行政改革集中プランに基づくものとご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今後の問題でございますが、やはりこういう組織というものは私は未来永劫の組織ではないと思っております。しかし、そのときの置かれた時代あるいは環境あるいは人口、そういったもろもろの行政を取り巻く社会情勢、環境があるわけでございますが、それにのっとった組織であるべきだろうと思っておりますので、これが何年ごとに定期的に変わるのかということではなくて、情勢を見きわめながら対応していく問題だろうと思っております。

この監査委員会等についての独立性は当然私も十分認識をいたしておりますが、いろいろとこのようなスリムな行政対応を目指すということになりますと、やはり財政基盤を確立させなければならないというようなことから、組織もかなり縮小するというようなことから、兼務職員にあっては兼務職をとらざるを得ない状況もひとつご理解をいただきたいと思っております。

ハード、ソフト部分の一元化ということもございましたが、まさに縦割りを廃止するためにはそのような考え方が必要でありますので、この課の再編が、またさらにそういったところについては縦割りの弊害をなくす1つの再編であろうと思っておりますので、ご意見等は十分理解できるものがございますので、縦横無尽といいますか、そういった職員が動きやすいような横断的な仕事のやり方というようなことも、この組織再編の中で今後とも考慮していきたいと思っております。

組織の再編のあり方でございますね。申し上げましたとおり、今回は単年度で組織については部制を課制にというようなことで改革をしたわけでございますけれども、今後にありましてはやはり社会の情勢また財政の状況、人口、あるいはそういった諸般の市勢を取り巻く環境等の変化に対応していくべきものと考えております。

○議長（小森幸雄君）　　18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君）　　今、答弁がありました。一番大切な総合政策課の調整機能ということに関しては、あくまでも調整に徹するということではあります。私はこの調整の中の最後のところでは市長が決定をするというふうな考えもあろうかと思っておりますが、私はこの課で決定までできなければ調整、調整で最後までいって、逆に各課のエゴが出てしまう。ここに決

定権を与えるか与えないか。これがポイントではなかろうかと考えるわけであります。

それと、この組織を2年で改編した。しかし、これは恒久的なものではない。社会情勢にあつて、そしてその社会情勢にあわせて組織を改編していくんだ。これは私は大賛成であります。また、そうでなければ組織が硬直するということでもありますから、この柔軟な対応の考えは賛成であります。

それともう一つ、監査あるいは選挙管理委員会、そして固定資産税、この問題に関して事務局に関して課をふやす、あるいは独立した機構を持つということ自体は行革に反するということではありますが、組織図上の問題でありまして、私はそこの職員は兼務せざるを得ない。当然であります。新たにそこに職員を配置する必要はありません。ですから、これは兼務で結構であります。ただ、組織図上独立させるかさせないかという問題であります。

それともう一つは、ハード、ソフトに関しては理解をしているということでもありますから、この辺に関しては質問はいたしません。

ただ、組織というものに関して組織は何かといったとき、ちょっと長くはなりますが、組織というものはそれ自体が目的ではない。社会的なニーズや課題を担うための機関であり、組織の目的は社会に貢献をすることである。こういうことが組織なんです。ですから、その組織がどのような組織、目的を持って何をしようとしているのか、明確にしておく必要がある。ここなんです。

ところが、あいまいにしてしまうと、その組織は迷走する。組織の目的を明らかにすることは行おうとする事業はどのようなものか。どのようになるのか。どのようにすべきかという問いを徹底的に行わなければならない。こういうふう組織というものは1つの目的を持って進んでいくんだ。その目的は何かと言ったら、行政にあつては市民のサービスであります。このサービスのために各課がどういうふうにするか。各係なんです。この係がいかに関係の目的を遂行していくか、市民サービス、市民のために。ここにポイントがあるわけでありませう。

ですから、私は組織は流動的でいいと言ったのは、この係がもう必要ない。むしろ新しい係をつくるんだ。そういうふうになって初めて市民に対応できる柔軟な組織ができるわけでありませう。ですから、私は組織の目的というものをしっかりして、そしてそれが市民からの要望、時代おくれのものは廃止する。新しくつくらなければだめだというものには新しく設定していく。こういう組織運営をしなければ、ただ時代の要求にこたえますと言うだけではない。

ですからいつも言うように、課とか部じゃなくて、本当に今必要なのは係なんです。社会福祉、生活福祉、高齢者生きがい係、ではこの係が何をもち市民に最大限のサービスを提供できるか。あるいは自分たちが持った目的を達成できるか。これが組織の生命線でありますから、

ここをいかに充実していくか。これに関しても答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 総合政策課の決定権について最初にお尋ねがございましたが、調整というようなことが先走りまして誤解を招くんですが、確かに事業課と連携、協調、そしてそれを実現化まで持っていくというこの総合政策課の仕事がございます。今度市長直轄のこと、秘書業務もここに入れたということもございまして、当然決定権は最終的にはこの総合政策課が持つということになりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

係の問題がございましたが、今、この議会にはしておりませんが、係はこの課の再編と同様に、今、詳細に真剣に検討を加えているわけでございます。確かに係というものは住民と直接接するところがございますから、住民へのサービス向上でも一番核となる部分だろうと私も思います。

したがって、こういった先ほどの縦割りとかいろいろございましたが、そういった弊害をなくしたり、あるいは横断的な係であるというような認識をいたしておりますので、住民サービスを向上させるような係の構築に向けて検討中である。このようにお答えを申し上げたいと思います。

監査委員事務局等につきましては、総務部長からお答えをさせます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 3つの事務局関係等についてお答えを申し上げたいと思います。

監査委員の事務局、選挙管理委員会の事務局、固定資産評価審査委員会の事務局関係等につきましては、樋山議員のご理解のように兼務職ということで、専従職員は設けなくて兼務職ということで対応をさせていただきたいというふうに思っております。

組織計画の表関係、前に議会のほうにお渡ししたときについては、総務課のほうに監査委員ということで危機管理担当から線を引いたという図表を提出しているかと思っております。これら等についてはこういうふうになるんではないかというように力点を置いて、そういう表をつくらせていただいたんですけども、逆にそれが誤解を招いたのかなというふうにも思っております。

この表等につきましては、課の最後のほうになるかと思っておりますけれども、独立した組織図として加入をさせていただいて、その後ろのほうに何々課職員兼務とか、そういう表示をさせていただきたいと思っております。大変ご迷惑をおかけいたしました。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君

○18番（樋山隆四郎君） 非常に明快な答えをいただきました。この新しい組織機構の中の生命線という総合政策課、決定権もそこに持たせるという答弁がありましたから、私はこ

の組織を生かすも殺すも、そして、これからこの組織に基づいてこの行政を運営していくということで非常に大切な部分でありますので、市長の今の答弁を聞いて安心をいたしました。

そしてもう一つは、まだあくまでも案の段階であります。これから実際に実施していく段階でありますから、その実施の段階では非常に注意を払ってこの組織の目的を達成できるように私は希望をいたし、またそうしてもらわなければ困る。そこに私は監視の目を光らせますので、どうかひとつよろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） まず今回の第1号議案について質疑をいたします。

機構改革における財政的効果をどのように見ているのかお尋ねをいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 現在、職員数等につきましては、平成27年4月1日を目標として設定をしております集中改革プランによりますと、人口120人当たり1人の職員にいたしますということで表示をいたしてございます。そうしますと、職員数については逆に割りますと250人程度の職員数が那須烏山市の職員としてふさわしいということで位置づけをいたしております。

この職員等についてどのくらいの経済効果かということになりますと、今回の部制廃止ということになりますと、部長職が将来にわたっては5人が0になるわけでございまして、これら等を積算してみますと、部長職等については本俸関係、手当、また当然社会保険料的なもの、公務員の場合は職員共済組合の負担金と言っておりますけれども、退職手当組合負担金、そういうものを合わせますと年間において1人当たり1,000万円の削減は可能だろうというふうに思っております。

そのほかに職員の人件費等の削減等をこれから図っていくわけですが、20対19の人件費の相対的なものを見ますと、対前年度と比較しますと、新年度予算においては人件費で約1億円の削減が今回されているということも実態でございます。

以上です。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。今期第1回那須烏山市臨時議会は、本日1日を会期といたしまして開催させていただきました。上程をいたしました案件につきましては、議員各位のご理解を賜りまして原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことはまことにありがたく、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、現在、執行部といたしまして平成20年度の当初予算策定中でございます。総合計画・実施計画初年度ということもございまして、今慎重に真剣にこの協議をしているところであります。那須烏山市の財政状況は厳しい状態であることには変わりはありませんが、住民の生活格差あるいは生活基盤の整備、そして少子高齢化、人口減少等のさまざまな本市における重要な諸課題が山積をしております。

この大きな諸課題の解消のために、徐々にではありますが、平成20年度の予算につきましてはいわゆる選択と集中、こういった予算の策定を理念として取り組んでおります。ご報告を申し上げたいと思います。3月定例会にはその当初予算を上程させていただきます。ご議論を賜りたいと思います。

さて、ことしは2年ぶりの大雪に見舞われるなど、暖冬傾向と言いながらもまだまだ寒い日が続いてまいります。議員各位にありましては健康に留意をされまして、議会活動に邁進され

ますようご祈念を申し上げます。重ねて今期臨時会、無事閉会となりましたこと、感謝を申し上げます。閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、平成20年第1回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 0時02分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成20年6月10日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 高 徳 正 治

署 名 議 員 五 味 渕 博